

# 宝塚市文化芸術活動再開 支援事業補助金【令和3年度】

新型コロナウイルス感染拡大を受け、文化活動を自粛・縮小せざるを得ない状況の中で、文化活動を実施しようとする市内の文化団体等に対し、公演や展覧会の実施にかかる経費の一部（補助対象経費の1/2で、上限10万円）を補助します。

**【詳しくは、令和3年度募集要項をご確認ください。】**

## 募集期間・補助対象事業の実施期間

- ◆募集期間：令和3年（2021年）8月2日（月）～令和4年（2022年）2月28日（月）
- ◆対象事業：令和3年8月から令和4年2月末までの間に実施される事業
- ◆申請は先着順で受け付けし、予算額（4,000千円）に達し次第、募集を終了します。
- ◆補助金の交付を受けることができる回数は、期間中1回までです。

## 問い合わせ先

- ◆相談を随時受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号（宝塚市役所2階）

宝塚市 産業文化部 宝のまち創造室 文化政策課

電話：0797-77-2009 ファックス：0797-77-2171

Eメール：m-takarazuka0271@city.takarazuka.lg.jp

受付時間：土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

- ◆チラシ・募集要項については、宝塚市ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kanko/bunka/1018505/1018370/1038429>

【市ホームページID】1038429



※ページIDを宝塚市ホームページの検索窓に入力すると、該当ページが表示されます。

## 申請から交付までの流れ

申請

審査・  
結果通知

事業実施

報告書提出

交付額確定

補助金交付

## 【補助対象団体】 下記の全ての項目を満たす団体

---

- ①事務所又は活動の拠点が宝塚市内にあること。
- ②宝塚市内における文化活動の実績が1年以上あり、かつ、現に文化活動を行っていること。
- ③以下のア～ウのいずれかに該当する法人その他の団体であること。
  - ア 公益法人又はこれに準ずる団体
  - イ 報道機関、学術研究機関
  - ウ 特定非営利活動法人その他の民間非営利団体
- ④政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。
- ⑤暴力団又は暴力団の構成員等の統制下でない団体であり、かつ、団体の構成員が暴力団員でないこと。

## 【補助対象となる文化芸術活動】 下記の全ての項目を満たす活動

---

- ①令和3年(2021年)8月1日(日)～令和4年(2022年)2月28日(月)までの間に実施される事業であること(実施期間が連続する2日以上あって、その最終日か初日のいずれかが期間内に含まれるものについては、令和3年7月29日(木)から令和4年3月1日(火)までの間に実施するものに限り、補助対象とします)。
- ②宝塚市内の施設(ホール、ギャラリー等で、通常使用料を徴収するとともに、催し等の会場として市民の利用に供しているもの)で実施されるものであること。
- ③舞台芸術(音楽・演劇・舞踏・パフォーマンス等)の公演及びその直前練習、又は展覧会(絵画・写真・手芸・生け花等の発表)の開催及びその直前準備であること。
- ④新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守して実施するものであること。
- ⑤公共性を有し、営利を目的としたものでないこと。
- ⑥特定の政党もしくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないこと。このほか特定の主義主張の浸透を図ることを目的としたものでないこと。

※施設の主催事業や、本市の他の制度により補助を受ける事業、飲食の提供を伴う事業は対象外

## 【補助対象経費と補助額】

---

◆補助対象経費：補助対象事業にかかる経費のうち、おおむね以下のとおり

報償費(講師・専門家等への役務の提供に対する謝礼)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費等)、役務費(通信運搬費、保険料等)、施設・設備借上料、駐車場借上料 など

◆補助額：1事業につき補助対象経費の1/2以内(上限10万円)

※補助対象経費の1/2の額が1万円未満となる場合は補助対象外

## 【申請に必要な書類】

---

- ①補助金交付申請書兼事業計画書(様式第1号)
- ②収支予算書(様式第2号)
- ③団体調書(様式第3号)
- ④定款又は会則等、団体運営に関する規定
- ⑤活動実績の分かる書類(チラシ・プログラム等)